

新

（参考人等に支給する旅費その他の費用）
 第四十七条 法第九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の二級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

2 （略）

別表第十六（第四十六条第一項関係）

帳簿の種類 取引残高報告書 又は通帳	記載内容 (略)	記載要領等 一～三 (略) 四 顧客が外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体、外国の中央銀行及び日本国が加盟している国際機関であつて、書面又は証券会社に関する内閣府令第三十条第七項に規定する情報通信を利用する方法により当該顧客からあらかじめ取引残高報告書の交付を要しない旨の承諾を得、かつ、当該顧客からの取引残高に関する照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、交付をしないことができる。 <p>五 前号に規定する場合において、証券会社に関する内閣府令第三十条第七項から第九項までの規定中「証券会社」とあるのは、「登録金融機関」と読み替えるものとする。</p> <p>六 顧客の請求により取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書が交付される場合又は通帳方式により通知される場合であつて、取引報告書</p>
--------------------------	-------------	---

旧

（参考人等に支給する旅費その他の費用）
 第四十七条 法第九十一条の規定により、参考人又は鑑定人には、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和二十五年法律第百十四号）の規定により一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）第六條第一項第一号イに規定する行政職俸給表（一）の三級の職員に支給する旅費に相当する旅費を支給する。

2 （略）

別表第十六（第四十六条第一項関係）

帳簿の種類 取引残高報告書 又は通帳	記載内容 (略)	記載要領等 一～三 (略) (新設) <p>四 顧客の請求により取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書が交付される場合又は通帳方式により通知される場合であつて、取引報告書又はこ</p>
--------------------------	-------------	--

又はこれに準ずる書面（以下「取引報告書等」という。）が交付され、当該取引報告書等の記載内容どおり受渡済である旨の記載が取引残高報告書又は通帳にある場合には、当該取引報告書等において確認できる記載事項のうち、顧客名、銘柄、受渡日、当該取引に係る受渡決済後の金銭及び有価証券の預り残高以外の記載事項を省略することができる。

七 取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する場合には、当該顧客口座における金銭残高（当該取引に係る受渡決済後の金銭残高を除く）、有価証券残高（当該取引に係る受渡決済後の有価証券の預り残高を除く）、先物取引等の未決済勘定明細及び評価損益等に係る記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付することに代えて定期的に交付することができる。

八 先物取引、オプション取引、選択権付債券売買、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係る記載事項のうち、取引報告書等において確認できるものについては、顧客名、約定年月日、銘柄、取引の種類、数量、手数料以外の記載事項を省略することができる。

九 第十七条第三項から第六項までの規定は、取引残高報告書及び三二のその他の取引報告書に準ずる書面の交付について準用する。

れに準ずる書面（以下「取引報告書等」という。）が交付され、当該取引報告書等の記載内容どおり受渡済である旨の記載が取引残高報告書又は通帳にある場合には、当該取引報告書等において確認できる記載事項のうち、顧客名、銘柄、受渡日、当該取引に係る受渡決済後の金銭及び有価証券の預り残高以外の記載事項を省略することができる。

五 取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する場合には、当該顧客口座における金銭残高（当該取引に係る受渡決済後の金銭残高を除く）、有価証券残高（当該取引に係る受渡決済後の有価証券の預り残高を除く）、先物取引等の未決済勘定明細及び評価損益等に係る記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付することに代えて定期的に交付することができる。

六 先物取引、オプション取引、選択権付債券売買、有価証券店頭指数等スワップ取引及び有価証券店頭オプション取引に係る記載事項のうち、取引報告書等において確認できるものについては、顧客名、約定年月日、銘柄、取引の種類、数量、手数料以外の記載事項を省略することができる。

七 第十七条第三項から第六項までの規定は、取引残高報告書及び三二のその他の取引報告書に準ずる書面の交付について準用する。

十 第四十六条第二項に規定する取引
残高報告書の写しの保存については、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控えを兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿が取引残高報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。

八 第四十六条第二項に規定する取引
残高報告書の写しの保存については、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿に取引残高報告書控えを兼ねる旨を表示することにより、これに代えることができる。ただし、顧客勘定元帳及び保護預り有価証券明細簿が取引残高報告書と同時に機械処理により作成されている場合に限る。